

## 訪問介護うさぎ

### 〔訪問介護〕〔介護予防訪問介護相当サービス及訪問型サービスA〕 事業運営規程

#### （事業の目的）

第1条 特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎが開設する訪問介護うさぎ（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス及訪問型サービスA〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者、訪問介護員等（以下、「訪問介護従業者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある利用者に対し、心身の特性を踏まえてその有する能力に応じて、自立した日常生活をその居宅において営むことができるよう適切な訪問介護を提供することを目的とする。

#### （運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護従業者は、事業の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。そして、住み慣れた地域や自宅で、安心して、住み続ける事が出来る様、身体的、精神的、社会的な援助を行い、利用者の社会的孤立感の解消及びその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括

支援センター、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへ情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等」（平成24年12月27日茨城県条例第66号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1 名称 訪問介護うさぎ

2 所在地 茨城県稲敷市福田1597番地

(従業者の資格)

第4条 事業所に従事する者の資格は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者 介護福祉士
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士、介護職員実務者研修終了者、介護職員基礎研修修了者、ヘルパー1級
- (3) 訪問介護員 介護福祉士、(准)看護師、介護職員実務者研修終了者、介護職員基礎研修終了者、介護職員初任者研修終了者、ヘルパー1級、ヘルパー2級

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 この事業所は、第1条の目的を達成するため、次の訪問介護事業所従業者を置く。

- (1) 管理者 1人(サービス提供責任者、訪問介護員と兼務。)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。また、介護保険法等に規定された指定訪問介護の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 1人以上(管理者、訪問介護員と兼務。)  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。  
居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行う。
- (3) 訪問介護員等 2.5人以上(管理者、サービス提供責任者と兼務。)  
訪問介護員は、利用者の居宅を訪問して入浴、排せつ、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は月・火・木・金・土曜日・祝日(水・日曜日休業)その他の休日 12/30~1/3
- (2) 営業時間は午前8時から午後6時までとする。(うちサービス提供時間は8時間とする。)
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 身体介護
  - ① 入浴介助、清拭、整容、衣類の着脱  
浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行う。又、身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭く。また状況により足浴や手浴を行う。併せて、整容介助 整髪、洗面、歯磨き等の介助を行う。
  - ② 排泄介助  
おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行う。
  - ③ 食事介助  
配膳から下膳まで含め、食事の介助、見守りを行う。
  - ④ 移乗・移動・通院・外出の介助、見守りを行う。

- ⑤ 体位変換 褥瘡の防止のために、体位交換の介助を行う。
- (2) 生活援助（同居家族がいる場合、生活援助を行うことはできない。）
  - ① 買い物  
日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行う。
  - ② 調理  
食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行う。
  - ③ 掃除  
利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行う。
  - ④ 洗濯  
日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲内のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行う。
  - ⑤ 寝具の管理 布団干し、シーツの交換等を行う。
- (3) その他サービス  
介護相談 等

#### （利用料金）

- 第8条 指定訪問介護を提供した場合の利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成31年3月28日厚生労働省告示第101号）及び「稲敷市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年3月24日告示第14号）（その他の市町村は、その指定権者）」に定める額とし、事業所が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 前1項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者及び事業対象者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明し同意を得るものとする。
- 3 事業所は、前1項に定める額のほか、次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。
- (1) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道 1キロメートル 10円
- 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

#### （通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、稲敷市、美浦村、河内町、龍ヶ崎市、利根町の区域とする。

#### （緊急時等における対応方法）

第10条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の体調や様態の急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

#### （事故発生時の対応）

- 第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族、市町村、地域包括センター及び居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する措置状況を記録しなければならない。

- 3 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第12条 事業者は、提供した指定訪問介護に関する利用者又は家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するため、その窓口を設置するものとする。
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
  - 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
  - 4 事業者は、市町村から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(秘密保持)

- 第13条 職員は、正当な理由無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
  - 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかななければならない。

(従業者の研修)

- 第14条 事業者は全ての職員に対し、その質向上のため、以下の通り研修機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内に実施
  - (2) 継続研修 年に1回以上実施

(記録の整備)

- 第15条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 訪問介護計画
  - (2) 提供した具体的訪問介護内容等の記録
  - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
  - (4) 苦情の内容等に関する記録
  - (5) 事故の状況及び事故に対する措置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他)

- 第16条 事業者は、運営規程に定める事項に記載のないものに関しては、特定非営利活動法人認知症介護家族の会うさぎの代表者及び事業所管理者による協議に基づき、運営に関する重要事項を定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和2年5月18日から施行する。